

# 名誉毀損罪、侮辱罪

消費生活相談に  
関連する刑法

穴沢 大輔 Anazawa Daisuke 明治学院大学法学部消費情報環境法学科 教授  
専門は刑法、その中でも主に財産犯罪・経済犯罪を研究。『入門経済刑法』（共著、信山社、2021年）など執筆。消費生活アドバイザー。東京都医学総合研究所人対象研究倫理審査委員会外部委員

今回は名誉毀損罪<sup>きそん</sup>と侮辱罪について扱います。インターネット（以下、ネット）上の誹謗中傷<sup>ひぼう</sup>については、さまざまな対策がとられており\*1、また、民事事件も数多く提起されているのが現状です。刑事事件として問題とされる事例から条文の内容を確認してみましょう。

等も含めて名誉概念それ自体は議論されています）。

## 侮辱罪と名誉毀損罪の違い

**事例2** Xは、嫌いなBに対し、「自己中であがまま、気違い、変質者」とSNS上に何回か投稿した。

## 名誉毀損罪で保護される名誉とは

**事例1** Xは、憎んでいたAが犯罪をしていないにもかかわらず、「Aは放火魔であり、一昨日、××駅付近で発生した放火もAの仕業である、許されない」とネットの掲示板に書き込んだ。

刑法230条（**名誉毀損罪**）は「公然と事実を摘示、人の名誉を毀損した者」を3年以下の拘禁刑（又は罰金）に処しています。**事例1**のXは、放火魔という人の名誉を毀損する内容をネットの掲示板に書き込むことで公然と事実を摘示しており、名誉毀損罪に当たるといえます。これは、Aが著名人であろうと一般人であろうと変わることはありません。読者の皆さんの中には、名誉毀損は著名人のように社会的地位を確立した人の名誉が侵害されるものだと思う人もいかもしれませんが、伝統的に名誉毀損罪が保護しているといわれる社会的名誉（外部的名誉）、すなわち、人に対する社会的評価（世評・名声）にそうした限定はありません（なお、プライバシー侵害

刑法231条（**侮辱罪**）は「事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者」を1年以下の拘禁刑（又は罰金・拘留・科料）に処しています。名誉毀損罪との違いは「事実の摘示」がないことです。XはBに対し、具体的に事実を述べることなく、先の文言を投稿しています。これは名誉を傷つける侮辱行為といえるでしょう。

侮辱罪は、2022（令和4）年6月に法定刑が引き上げられました（以前は拘留又は科料のみ）。その理由は、近時、ネット上で人の名誉を傷つける行為が特に社会問題化していることをきっかけに、非難が高まり、抑止すべきとの国民の意識が高まっている\*2からです（SNSでの誹謗中傷で木村花さんが命を絶ったことを覚えている人は多いでしょう\*3）。

「名誉を傷つける者を処罰するのは名誉毀損罪の役割では？」と思われた人がいるかもしれませんが、実は、侮辱罪も「人の名誉」を保護しており、それは名誉毀損罪と同様に、社会的名誉と解されています。そして、刑罰の重さの差異は、先

\*1 総務省ウェブサイト「インターネット上の誹謗中傷への対策」[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/d\\_syohi/hiboutyusyou.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/hiboutyusyou.html)  
また、2021（令和3）年にはいわゆる「改正プロバイダ責任制限法」が制定された。詳しくは、総務省ウェブサイト「プロバイダ責任制限法Q&A」[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/d\\_syohi/ihoyugai\\_04.html#qa01](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/ihoyugai_04.html#qa01)

\*2 詳しくは、法務省ウェブサイト「侮辱罪の法定刑の引き上げ Q&A」[https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12\\_00194.html](https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12_00194.html)

\*3 立法に関して、NHK政治マガジン「侮辱罪が厳罰化 懲役・禁錮も ネット悪質行為も対処厳しく」（2022年7月7日）

にも述べた「事実の摘示」の有無に委ねられています。事実を述べた(名誉毀損罪の)ほうがそうでない(侮辱罪の)場合よりも、他人が毀損の事実を信用する可能性が高いため、より悪質とされています。

「そうかもしれないが、社会的名誉というよりも、本人Bが言われて傷つくことが問題なのに……」と思われたかもしれません。確かに、「名誉」という言葉が条文に出てこない「侮辱」では、一定の言葉で傷つけられる被害者の感情(「名誉感情(人の人格的価値に関する自己評価)」と呼ばれる)が大事ともいえます。

一般的にそのように考えられていない理由は、条文が「公然」という文言を採用したことにあるとされます。もし、名誉感情の侵害が大事だとしますと、Bが公の面前で先の言葉を述べられた場合でも、一対一で述べられた場合でも、同じように感情は侵害されるでしょう。

しかし、条文はなぜ「公然」を要求したのでしょうか。それを説明できるのが、先に見た、侮辱罪も名誉毀損罪と同様に社会的名誉を保護する、という説明といえます。というのも、公の面前での侮辱行為は社会的名誉が侵害される危険が高いので処罰するが、そうではない場合には危険は高まらないために処罰しない、といえるからです(ただし、検討の必要があると思います)。

## 「公然」とは

以上を前提とすると、名誉毀損罪であれ、侮辱罪であれ、社会的名誉が侵害されるための「公然」という要件が重視されることとなります。ネット上に記載すれば、基本的にこの要件は充足されますが、限定された小さなコミュニティ内で表現された場合はどうでしょうか(ここからは名誉毀損罪の話となります)。

**事例3** Xは、自宅の<sup>こも</sup>菰が燃えているのを発見し、消火に赴く際、その付近で見かけた男をAと思い込み、自宅でAの弟B及び友

人Cに対し、また、A方でその妻D、長女E及び近所のF、G、H等のいる前で、「Aの放火を見た」「火が燃えているのでAを捕えることはできなかった」旨を述べた。

「公然」とは、摘示された事実を不特定または多数の人が認識し得る状態に置くこととされます。この理解からしますと、**事例3**のXは「公然と」事実を摘示したと評価するのは難しいでしょう。

もっとも、**事例3**は実際の裁判例ですが、最高裁昭和34年5月7日判決は「公然」を認め、名誉毀損罪の成立を肯定しました。その理由は、Xは「不定多数の人の視聴に達せしめ得る状態において事実を摘示した」からです。不特定多数の人に摘示しなくても、その「視聴に達せしめ得る状態」でよいとしたのです。それ以前に、大審院は、「必ずしも事実の摘示をなしたる場所に現在せし人員の<sup>しゅうた</sup>衆多なることを要せず。関係を有せざる二三の人に対して事実を告知したる場合といえども、他の多数人に<sup>でんぱ</sup>伝播すべき事情あるにおいてはこれを公然と称するに妨げない(大審院大正8年4月18日判決[読みやすいように原文を修正])」と述べています。

このように、判例では、特定少数者に対して事実を摘示した場合であっても、その者等を介して、不特定多数の者にその内容が伝わる可能性がある場合に「公然」を認める解釈がとられています(「伝播可能性の理論」といわれます)。下級審裁判例では、それを判断するに当たっては、文書を郵送した事案で「文書の性質、内容、相手方との関連、その他具体的諸事情を総合して、社会通念により、その記載内容が不特定又は多数の人に伝播する」おそれがあるかを検討するとされています(東京高裁昭和58年4月27日判決。公然性は否定されました)。

「それが『公然』だとすると、誰かに伝えれば大体公然になってしまうのでは」という感覚は重要です。学者の中でも批判的見解が多いのはそ

れを物語っています。ただ、特定少数者に伝えた人を処罰しないとすると、例えば、多数人に配信する特定少数の新聞記者に名誉毀損情報を提供した者が処罰されないことになりかねません。さらに、この場合、新聞記者だけが処罰される、というのも現実的ではありませんね。

本講座第1回によりますと、こうした場合には、新聞記者(通例は編集長)が名誉毀損と知りながらそれを記事にすれば名誉毀損罪が成立し、それに名誉毀損の情報を記者に提供した者は、その共犯者として処罰されることとなりますので、批判的見解でも対応は可能とされています。

以上のように、特定少数者に伝達した場合には、相当の議論があることに注意が必要ですが、判例によれば、その場合でもオープンな場であればそれを認める傾向にあるといえます。

## 名誉毀損罪の既遂時

**事例4 (事例1のその後)** 掲示板に書き込まれた情報がAの所属する会社内で共有された。もっとも、**事例1**とは異なり、2カ月後、実際にAが放火をしていた事実が発覚し、逮捕された。

さて、表現行為の後にはさまざまな状況の変化もあり得ます。**事例4**を読まれた皆さんは、「真実を記載したXを犯罪者とするのか」と直ちに思われたことでしょうか。これを説明するには相当の解説が必要になりますので、次回も含めて考えていきましょう。

まず、Xに名誉毀損罪はいつ成立するのでしょうか。例えば、これまでに登場した詐欺罪では、金銭が犯人に移転した時点が詐欺罪の既遂時であり、それによって損害が生じたと認めやすいといえます。これに対して、名誉毀損がいつ生じたのかを確定するのは至難の業であり、これを法廷で証明するのはほぼ不可能です。したがって、一般的に、名誉毀損の表現行為が公然と

なされれば、その時点を既遂と評価しています(大審院昭和13年2月28日判決)。**事例4**では、情報が社内共有された時点ではなく、(**事例1**で)Xがネットの掲示板に投稿した時点が既遂時になります。

## 摘示した事実が真実だった場合

「Xの表現は、それを述べた時点で毀損かもしれないが、結果的に社会にとって大事な真実の表現なのだから、おかしいのではないか」。確かに、Xが表現行為をした時点で(神の目から見れば)Aは放火犯だったのですから、Xは処罰されないとするのが素直な理解です。

ここで注意していただきたいのはまたしても条文です。名誉毀損罪には先に述べた条文の後に「その事実の有無にかかわらず」と規定されています。この文言からしますと、その事実があるとなかろうと処罰される趣旨ということになります。したがって、刑法230条によると、Xは「Aの放火の事実があったとしても」処罰されることとなります。

「それでは誰も発言できなくなってしまうのでは」という懸念への刑法的対応(Xの処罰を控える理由)は次回に譲るとしても、なぜこうした文言がここに記載されているのでしょうか。

社会的名誉には2種類、すなわち、規範的名誉(その人の人格的な真価に対応した評価)と事実的名誉(社会で現実に通じている評価)があると理解されています。そして、刑法230条は、「事実の有無にかかわらず」ですので、後者を保護するといえます。真価とは違っても、現実的に社会で通用する評価の毀損が名誉毀損とされているのです(「虚名」も保護されるといわれます)。

今回は、今回に続く刑法230条の2と信用毀損についてみることにします。